



広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書

協 定 書

大字古寺区（代表者古寺区長 武村芳弥。以下「甲」という。）と広陵町（代表者広陵町長平岡仁。以下「乙」という。）は、新清掃施設（以下「施設」という。）の設置及び操業にあたり、甲及び乙との間において下記のとおり協定する。

記

（設置場所）

第1条 乙が設置する施設の位置は、広陵町大字古寺58番地から116番地まで及び640番地の土地とする。

（施設の構成）

第2条 乙が設置する施設は、ごみ固形燃料炭化施設及びごみリサイクル施設並びに車庫等の付属施設をもって構成する。

（操業期間）

第3条 乙が設置する施設の操業期間は、施設の操業開始の日から15年間限りとする。

2 前項の操業開始の日とは、施設建設を完了し乙に引き渡しがあった日とする。

3 乙は、操業期間終了後2年以内に施設を撤去するものとする。

（環境整備）

第4条 乙は、別記1に掲げる甲の地域の環境整備事業等を誠意を持って履行するものとする。

（安全の確保）

第5条 甲及び乙は、共同して施設の安全な操業を確保することを目的として、別記2に掲げる公害監視委員会（以下「委員会」という。）をこの協定締結の日から3ヶ月以内に設置し、施設操業開始の日までに委員会で協議して定める公害防止協定を締結する。

2 乙は、安全操業のための体制、施設維持管理及び緊急時の対応等について操業開始の日までにこれを定め公表するものとする。

(処理対象区域)

第6条 施設において処理するごみは、この協定締結の日現在における広陵町の区域のものに限る。ただし、近隣市町村と締結している相互応援協定にもとづく場合及び災害等緊急にごみ処理の協力の要請があったときは、甲乙協議する。

2 この協定締結の日以後に市町村合併等の区域の変更が生じた場合においても、前項に定める区域以外のごみは処理しないものとする。

(操業期間終了後の跡地利用)

第7条 操業期間経過後の跡地は、公園緑地、教育文化施設、体育施設または福祉施設に活用するものとし、施設操業開始後7年で協議を開始し、10年を経過する日までに決定するものとする。

(市町村合併があった場合の対応)

第8条 乙は、この協定締結後において市町村合併の協議を行うときは、この協定に定める事項の履行を確保することを合併協議書に明示するものとする。

(ごみ処理基本計画)

第9条 乙は、「広陵町ごみ処理基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、町民に対しごみ減量及び資源化の推進を常時啓発するものとする。

2 施設の操業期限以後のごみ処理が停滞することのないよう、乙は、施設の操業開始の日から5年を経過した時点において別記3に定める「広陵町ごみ処理町民会議」を設置し、5年以内に基本計画に次期候補地を明示するものとする。

3 前項の場合において、次期候補地を定めるときは、甲の区域に影響を及ぼす地域を除外するものとする。

(議会の議決)

第10条 この協定は、地方自治法第96条の規定に基づき広陵町議会の議決のあった日から効力を生ずるものとする。

2 乙は、前項の議決を求めるにあたっては、この協定を遵守する意思を明示するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合及び変更すべき事項が生じたときは、甲乙協議する。

別記

環

環

別記

協

等

行

会

別記

町

等

請

行

会

別記1 古寺区環境整備事業

事業名	事業箇所及び事業概要
環境整備事業	基本合意書締結時に協議済みの事業 環境整備5ヶ年実施計画事業（平成17年度～21年度）
環境整備費補助	甲の区域の環境整備に充てるための資金として 総額1億5千万円を交付する。 （内2分の1は協定発効後1ヶ月以内に交付し、残額は、操業開始の日以後操業期間である15年間毎年均等分割により各年度末に交付する。）

別記2 公害監視委員会の組織

選出母体	人 員
協定締結大字	古寺区長、中区長、広瀬区長、百済北区長、百済南区長及び古寺区、中区、広瀬区及び百済区各5名以内（区長が推薦する者）
学識経験者	1名（必要に応じて増員する。）
行政	助役・担当部課長
計	29名

会議の運営等必要な事項は、町長が規則で定める。

別記3 広陵町ごみ処理町民会議の組織

選出母体	人 員
町民	古寺区長 中区長 広瀬区長 百済北区長 百済南区長 公募10名
学識経験者	3名
議会議員	5名
行政	助役
計	24名

会議の運営等必要な事項は、町長が規則で定める。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年 5月 2日

甲 奈良県北葛城郡広陵町大字古寺290番地

古寺区

同代表者 古寺区長

武村芳弥



乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町

広陵町長

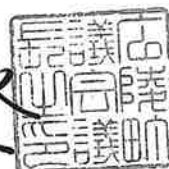
宇田 仁



立会人 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町議会議長

山本 登



同 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町議会副議長

八代基次



同 古寺区

区副区長

松井俊明



同 古寺区

区総務

大石 忠彦



同 古寺区

区会計

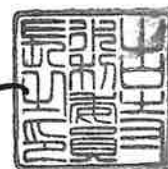
井上 泰男



同 古寺区水利組合

組合長

沼田 喜代一



立会人 古寺区評議員 松 山 俊 明 

同 古寺区評議員 大 石 久 義 

同 古寺区評議員 井 上 昇 

同 古寺区評議員 吉 川 秀 紀 

同 古寺区評議員 吉 田 耕 治 

同 古寺区評議員 吉 川 隆 志 

同 古寺区評議員 武 村 一 晃 

同 古寺区評議員 中 尾 勝 

同 古寺区評議員 黒 松 定 夫 

同 古寺区評議員 堀 口 清 

同 古寺区評議員 武 村 禎 茨 